

(仮称) 北広島市暴力団の排除の推進に関する条例について

北海道の暴力団情勢

北海道警察が把握している道内の暴力団構成員等の数は、平成 24 年 12 月末現在 2,860 人で、前年に比べ 30 人増加しています。

このうち、暴力団構成員数は約 2,050 人で、準構成員数は 810 人となっています。

主要 3 団体と言われる指定暴力団の山口組、住吉会、稲川会の暴力団員数は約 2,700 人で全体の 94%を占め、中でも山口組は約 2,050 人で全体の 72%を占めており、一極集中の状態が顕著となっています。

●道内の指定暴力団

現在、道内には指定暴力団はありませんが、他の都府県で指定されている 6 団体(山口組、住吉会、稲川会、会津小鉄会、極東会、松葉会)の傘下組織があります。

●札幌市の暴力団員数

札幌市内には約 1,100 人がおり、全道の約 38%を占めています。

条例制定の必要性

暴力団は、市民の生活や社会経済活動の場に介入し、暴力団の威力を背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与えています。

このような現状において、安全で平穏な市民生活を実現するためには、行政と市民、事業者、警察等が一体となって社会全体で暴力団排除に取り組んでいくことが重要となってきます。

これらの情勢から、平成 4 年に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が制定され、平成 23 年度までに全ての都道府県で暴力団の排除に関する条例がそれぞれ施行されました。道内の市町村においても平成 25 年 8 月 1 日現在で 179 市町村のうち 133 の市町村で暴力団排除条例が制定され、平成 25 年度中に新たに 27 の市町村が条例制定を予定しています。(道内市町村暴排条例の制定状況・・・資料)

北海道の条例(平成 23 年 4 月施行)では、道や道民、事業者のそれぞれの責務を定めるとともに、道が発注する公共事業等から暴力団を排除したり、道の公の施設が暴力団の活動に利用されないように必要な措置を定めたほか、事業者に対して暴力団の威力を利用することや、暴力団に利益を供与することを禁止しており、悪質な場合には勧告や公表などの措置を定めております。

しかし、道条例には、市民(道民)による暴力団の威力の利用禁止や、暴力団に対する利益供与の禁止は定められていません。また、公共事業や公共施設の利用からの排除についても北広島市所管の事務事業や施設まで及ばないこともあり、これらの規定について補完するために市で条例を制定するものです。